

北九州地区労連ニュース

2018年 8月号 No. 142

発行 北九州地区労働組合総連合
連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
ホームページ http://www.geocities.jp/k_roren/

地区労連大会の成功と、秋闘から春闘に向けてのたたかいかたについて 北九州地区労連永富議長に聞きましました

◆ 通常国会では、安倍自公政権の森友・加計疑惑は解明されず、数の横暴で「働き方改革法」「カジノ法」等、悪法の強行採決がめだちましたか……

◆ 「自民一強」を背景に与党は、強引な国会運営で臨みましたが、「森友学園」への国有地売却での文書改ざんや「加計学園」での首相案件問題など安倍政権

の傲慢さが浮き彫りとなった通常国会でした。
わたしたちは「森友・加計」問題をうやむやにしてはならないし、真相解明と政治責任を追及する事が必要だと思えます。

◆ 「働き方改革」を職場に持ち込ませないたたかいかたについて……

◆ 「働き方改革」法案は、法案提出前から裁量労働制のデメリットなど不手際が露呈し、裁量労働制は削除に迫り込みました。

は、過労死につながるという国民の7割にも及ぶ反対の声を無視し強行しました。年収要件1075万円について財界や前厚労大臣も400万円まで引き下げる考えを示しています。

4月の施行までに、労働者保護と「過労死ラインを越える残業時間合法化などを見直しさせる」運動強化が求められています。

◆ 安倍首相は今年中に憲法改悪に向けて国会発議を画策しています。これからのたたかいかたについて……

◆ 安倍首相は、8月12日、地元の下関市での講演で「憲法改正案を次の国会で提出できるように、とりまとめを加速すべきだ」と述べています。わたしたちの運動で通常国会での憲法改正発議は、押しとどめましたが、安倍首相は、まだあきらめていません。危機感をあおり、改憲策動を強めましたが、「安倍改憲NO」の署名運動が大きく広がりで世論も改憲反対が6割です。「9条守れ」の北九州での共同も広がっています。引き続きこのつながりを



6・14怒りの宣伝行動に14団体30人が結集



大切に戦争できる国への憲法改悪阻止に取り組みます。

◆ 秋から春に向けてのたたかいかたについて

◆ 7月西日本豪雨で広島・岡山・愛媛などで大災害が発生しました。安倍政権は災害が予想される5日夜に「赤坂自民亭」と称し酒盛りをし、災害対応すべきときに「カジノ法」や参議院選挙制度改正法などを強行しました。これは、国民の命を守る政府の責任を放棄したと言える行為ではないでしょうか。

アベノミクスも大企業の内留保ばかり増え、420兆円にも達しながら労働者の賃金は、改善されていません。

北九州地区労連は、8時間働けば健康で安心して生活する事ができる労働条件確保のため、全国一律最低賃金制度の実現や野党共闘前進で暮らしやすい自治体実現に向け、秋季年末闘争を取り組みます。

雨あがり

久しぶりにバスツアーに行ってきた。工程は佐賀のみやきの2千年ハスと柳川のひまわり園、清水寺本坊庭園青紅葉の三ヶ所。

一番の目的であった2千年ハスは、千葉県東大厚生農場で2千年前の地層から三粒発見され一粒しか発芽しなかった子孫で発見者の名を取って大賀ハスと言われている。大振りのきれいなピンク色で涼しげな花だった。この花を親として舞姫連という花先がピンク色の花であたり一面に花を咲かせていた。本当にハスはきれいだった。

ひまわり園は台風のせいでも無残な姿だった。風食場所でせんべいまたはどら焼きの詰め放題があり、私はせんべい二十枚で最高の人は二六枚入れていた。詰め放題は初めて経験したが結構興奮させられた。

庭園は雪舟が山水技術で清水連山を借景にして作ったと伝えられた小さな庭で、秋の紅葉冬の雪景色は素晴らしいだろうと想像できた。お土産は二種類のカス漬けと甘酒、カス漬けて焼酎でも飲みましょう。

(弘)



被災地は大変な状況です。

現地では、一人でも多くのボランティアを待っています

生活再建を願って 広島で災害復興支援ボランティア 泥だし片付けに汗を流してきました

7月西日本豪雨で広島・岡山・愛媛で大きな被害がでています。県労連では、災害支援のためのボランティアを呼びかけました。

その呼びかけに心え北九州地区労連として、災害復興支援ボランティアに8月10日11日永富議長を派遣しました。

現地は、広島県の坂町小屋浦で16人が犠牲になられ、お一人の方が未だ不明のことでした。

小屋浦小学校がボランティア受付場所です。10日は、金曜日と平日であり全体で120人ほどの参加でした。

わたしたちは、広島県労連・国労・生協労組に一般参加の若いお

母さんを加え16人で泥だし等の作業をしました。

被災者の笑顔にホッ

豪雨被害は、想像を絶するもので豪雨による川の氾濫は、巨石を川の近くの住居にまきちらし、坂町小屋浦地域のほとんどの家に被害をもたらしていました。

住民の方は、「大きな石が濁流に流され、ごろごろと雷のような音で生きた心地がしなかった」と話され、わたしたちボランティアに「本当に助かる」と温かく声をかけてくださいました。

一般参加の若いお母さんは、「テレビを見ていて行かなくちゃと思い、子どもを預けてボランティアにきました。夫も来たかったけど仕事で行けない」との事でした。

復興への活動にご協力を

二日目の11日は、土曜でもあり、福岡から5人、自治労連・全労連関係で50人を超える参加で、昨日と別のお宅の泥出しや壊れたブロック塀・倉庫の撤去などで汗を流しました。

昨年は、朝倉市にボランティアに入り、全てを押し流す豪雨災害

の悲惨な現状に絶句しました。今回の西日本豪雨では、多くの犠牲者と甚大な被害が生まれています。

被災地救援募金にご協力を

北九州地区労連や加盟組合では、被災地救援募金に取り組んでいます。また復興支援のボランティアも募集しています。一人ひとりは、小さな力でも、みんなの力を寄せ合えば大きな力となります。みなさんのご協力をお願いします。

北九州地区労連第30回定期大会開催告示

| | |
|-----|--|
| 開催日 | 2018年 9月16日(日) 10時開会 |
| ところ | 小倉北区西部毎日会館 5階 ホール |
| 議題 | ① 2017年度経過報告 ② 2017年度決算報告・会計監査報告 ③ 2018年度運動方針(案) 秋期年末闘争方針(案) ④ 2018年度予算(案) ⑤ 2018年度役員選挙など |

福岡県労連第29回定期大会 運動方針・秋期年末闘争方針を全会一致で決定

福岡県労連第29回定期大会は、8月19日(日)10時から福岡市第3階成ビル4階会議室で開催され、役員、代議員、来賓を含め110人を超える参加で開催されました。

大会は、今大会で退任される江口議長の挨拶の始まり、江口議長は、「働く者の権利や暮らしの改善、本場にやり甲斐のある7年間、人生素晴らしい経験をさせてもらいました。」「新しい政治の流れを作るためには福岡県労連、大きく強く成長することが、求められています。」と述べると、大きな拍手が起りました。

出席した来賓は、全労連小田川議長、福岡県春闘共闘連絡会福岡市職労辻永書記長、自由法曹団山



運動方針・秋期年末闘争方針は満場一致で採択

本弁護士、日本共産党田村衆議院議員、無所属野田参議院議員、社民党佐々木県会議員で、それぞれから祝辞とこれからの取り組みに対する決意が述べられました。議案の提案は、福山事務局長の経過報告、決算報告は小川事務局長、運動方針は道下事務局長が提案し、代議員の発言で補強され賛成多数で採択されました。

提案されたすべての議案は、19人の代議員が発言し提案された方針は豊かに補強されました。予算案を除くすべての議案は、満場一致で採択され、予算案についても、賛成多数で採択されました。

2018年度新役員を選出する役員選挙は、74人の代議員が投票し、最高得票数74票、最低得票数73票で全員信任されました。新しく議長に就任した山下議長は、新役員を代表して「4万県労連を目指しがんばる。」と決意を述べました。最後山下新議長の音頭で回結がなばるうを行ない閉会となりました。



平和の夏 猛暑の中 平和を願って北九州市を駆け抜けました 「ニコニコペースの平和マラソン」「反核・平和マラソン」ノーモア被爆者の思いを一つに



猛暑の中、広島から長崎までの500キロを走破 長崎平和記念公園に無事ゴール

第10回ニコニコペースの平和マラソンに14人参加

生命にかかわる猛暑の中、不安を抱いて当日を迎えましたが、当日は久しぶりの曇りでホッとしました。7月22日(日) 門司港駅前にランナー18人とスタッフ3人が集合。

田中宏暁福岡大学名誉教授が「ニコニコペース」(スロージョギング)の講習をした後、9時30分にスタートしました。キロ10分のペースで勝山公園に予定より5分早く、11:35に到着しました。

途中、門司駅前で「門司港から追いかけて来た。少ないですけど皆さんに冷たいものでも!」と言って封筒を頂きました。開封してみると、何

んと五千円の大金でした。感謝!感謝!

勝山公園の長崎の鐘の前で集合写真と昼食。12:05に八幡東区の小伊藤山公園に向かつてスタート、小伊藤山公園には13:30にゴールしました。

八幡駅前のロータリーには平和の塔があり、八幡大空襲で小伊藤山公園にあった防空壕で300人の人が無くくなりました。爆弾は八幡製鉄所には落ちず住宅地に落ち、何の罪のない人々が犠牲になりました。戦後、復興のシンボルとして、八幡駅前には文化施設がつけられました。

今はそれらが壊されて、シンボルが徐々に消えています。小伊藤山公園の忠霊塔の前で記念撮影をして、自然の館に移動、シャワーを浴びて、懇親会をして散会しました。午後からも参加があり、総勢14人の参加者でした。

広島から長崎まで500キロ 反核平和マラソンを走って

今年の第36回広島〜長崎反核平和マラソンは、8月6日(月)に広島平和公園で原爆投下時刻の8時15分に鐘



勝山公園「長崎の鐘」前で記念写真

を合図に黙祷をしてスタートしました。

この平和マラソンは反核平和を求める広島市職労・北九州市職労・福岡市職労・長崎市従組が中心となって始まり、新日本スポーツ連盟や沿線の自治体の労働組合等が参加して、長崎まで走り繋いでいます。

今日では新日本スポーツ連盟と国際交流のあるフランスや韓国からも参加があり、国際化しています。今回もフランスから5名のメンバーが参加してきました。メンバーの代表者はパリ郊外のスタン市副市長の女性で、今回で3回目の来日です。

8月7日(日)の北九州市庁舎前ではNHKの取材があり、午後6時のニュースで放映されました。また、北九州地区労連からは陣中見舞を頂

学嘱労は、要求署名、街頭宣伝を取り組んでいます 民間委託は限界です。学校給食の質を守る運動に大きな支援を

北九州市は行財政改革の方針として「平成30年度には学校給食調理業務を特別支援校7校を除いたすべての一般校を民間委託にする」予定でしたが運動の成果で直営校6校を残すことができました。127校に広がった民間委託校では、募集しても経験者が集まらない、仕事のわりに賃金が低い重労働、衛生管理の厳しさなどで辞めて行く人が多く、そのため調理技術が上がらない、衛生管理が身につかない、配置基準ぎりぎりのため清掃などの環境整備が行き届かないといった問題が起っています。

一般校と特別支援校とは給食内容も違います。直営の一般校が減っていけば調理技術や給食内容での問題を明らかにすることができず、このままでは給食の内容が下がっていくことが懸念されます。これでは教育としての学校給食の役割も否定されることになります。

民間委託はもう限界です。学校給食と職を守るために民間委託を中止し、すでに委託している学校を直営に戻すために学嘱労は署名、街頭宣伝など頑張っています。ご協力よろしくお願ひします。

きました。

昨年、国連で核兵器禁止条約が圧倒的な国の賛成で採択されたこともあり、長崎に入ってから、家の窓から身を乗り出して声援を私たちに送ってくれて、私たちは目頭が熱くなりました。

ほとんど35℃を超える猛暑の中、無事に広島・長崎を完走して8月8日(水)の18時に長崎平和記念公園へゴールしました。

北九州市の学校給食を守るための要求署名

【署名の目的】
1. 直営で働く職員が雇用を確保し継続雇用すること。
2. 委託校で働く職員が労働条件の改善を要求し契約の更新に賛同すること。
3. 委託校で働く職員が労働条件の改善を要求し契約の更新に賛同すること。
4. 委託校の労働条件の改善を要求すること。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |

自治労連北九州府学校給食職員労働組合
北九州市小倉北区内1-1-1(株)093-821-4111

学嘱労が取り組んでいる
要求署名



労働法コラム 第55回

「働き方改革」の本質



黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

収も高い労働者を対象とし、仕事の量(時間)ではなく質(成果)で賃金を支払うべきだということとです。時間に縛られずに働きたい、いわばエリートに対しては、特別な制度が必要だということです。

現在の日本の労働法の下では、労働時間に対して賃金が支払われることが前提です。また、法定労働時間を超えて残業をさせる場合は、労使間の合意が必要であり、時間外労働に対しては、割増賃金を支払わないといけません。しかし、高プロの導入と、裁量労働制の規制緩和により、労働時間と賃金の関係を切り離し、企業に成果主義の導入を行うことが可能になります。簡単に言えば、労働法の規制を緩和し、残業代を支払わずに残業をさせることができるのです。このような危険性を孕んでいることから、高プロは、「残業代ゼロ法案」「定額働かせ放題」「過労死促進法」等と批判されてきました。

1 「働き方改革」の中身
「働き方改革」のうち、危険視されている2本柱として、高度プロフェッショナル制度(「高プロ」)の導入と、裁量労働制の大幅な規制緩和があります。同制度を推進する人たちが一貫して主張するのは、裁量的に働き、能力や専門性が高く、それに応じた年

1 「働き方改革」の中身
「働き方改革」のうち、危険視されている2本柱として、高度プロフェッショナル制度(「高プロ」)の導入と、裁量労働制の大幅な規制緩和があります。同制度を推進する人たちが一貫して主張するのは、裁量的に働き、能力や専門性が高く、それに応じた年

3点から考えてみましょう。

まず、①について。確かに、労働者の中には、時間にとらわれずに納得のいく仕事をしたい、業務の繁閑に応じて自分の裁量で集中して仕事をしたりまとまった休暇をとったり、弾力的に働きたいと望む人もいますでしょう。しかし、労働時間と賃金の関係を切り離し、完全な成果主義としてしまえば、何時間働いても賃金は労働時間とは関係なく支払われることとなります。とすれば、使用者は、多大なノルマを課す等して長時間働かせても、対価を上乗せで支払う必要がなく、結果、長時間労働や過労死が助長されることになりかねません。

次に②について。同制度は誰に



適用されるのかという適用範囲

についても問題があります。働き方が多様化した今日では、「エリート」に限らず一般の労働者側からも、在宅勤務を認めてほしい、自分の仕事が終わったら帰りたい、家庭の事情があるから出退勤時間を自由に決めたい等の希望もあるところです。しかし、このような柔軟な働き方の実現については、フレックスタイム制(労働者が働く時間を選りすぐり)、変形労働時間(使用者が労働時間を指定)等の方法が既に整備されています。にもかかわらず、一般の労働者に対しても広く同制度の適用を行うことは、労働者全般に完全な成果主義を課す目的があると考えられます。

次に③について。そもそも、裁

量労働制とは、実際の労働時間にかかわらず、一定の労働時間数だけ労働したものとみなす制度です。例えば、「一日10時間働いたものとみなす」場合には、実際には11時間費やしていても10時間分の賃金のみしか支払われません。では、このみなし労働時間と実際の労働時間が著しく乖離した場合はどうでしょう。実はこの点については、法律上明確な規定もなく、裁判例も存在しないため、その取扱いはグレーゾーンとなる、つまり、どのような運用を行っても、労働時間規制の適



用除外として機能しかねないのです。

3 同制度による影響、対策について

ただでさえ、労働時間が管理されていないなったり、残業代が支払われていないような状況が蔓延しており、労働時間規制を強化しなければならぬ現状なのに、「働き方改革」は、全く逆のベクトルに作用しかねません。この制度の導入により、過労死・鬱を増加させることになり、結果、日本の生産性を減退させることにも繋がる懸念があります。

残業代を支払ってほしい。労働時間を短くしてほしい。裁量労働制が導入されている職場で、このような問題に直面した時、まずは、裁量労働制が適法に導入されているかをチェックしてみましよう。裁量労働制の導入は、要件を満たし、きちんと手続きを踏まなければならない、それ自体が違法・無効となります。そして、書面、労働時間、業務内容、業務指示等について、証拠を残すように心がけましよう。